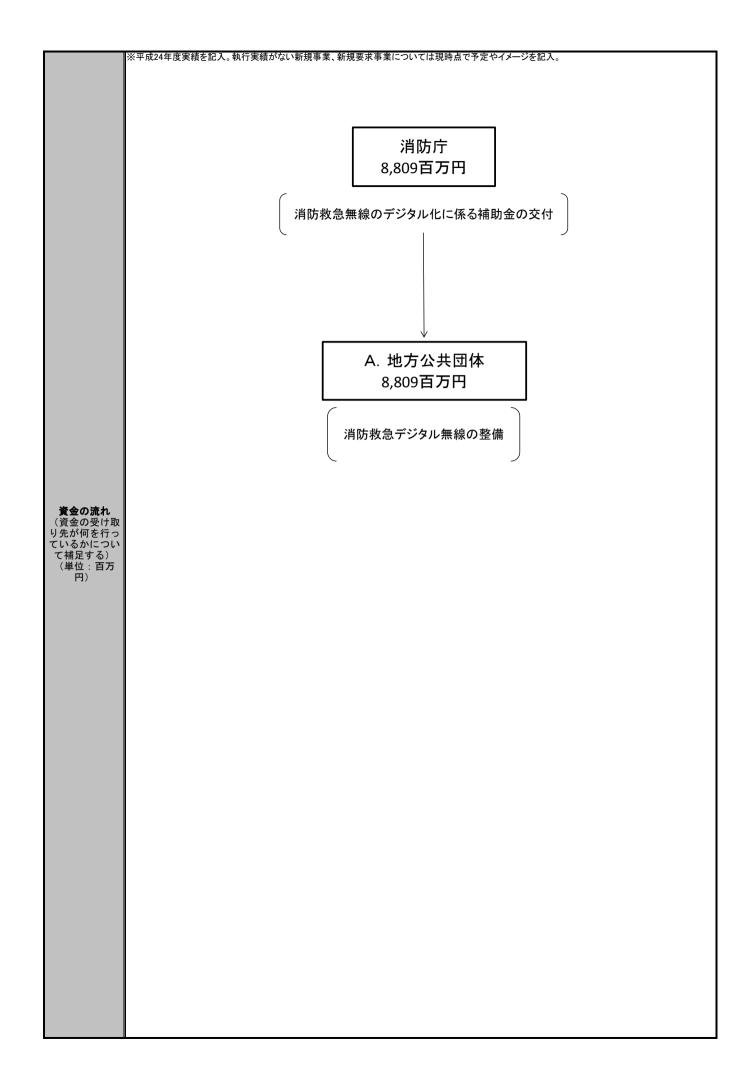
平成25年行政事業レビューシート(総務省)															
	事業名	消防救急デジタル無線の整備に必要な経費						1	<del>ベレー</del> R局庁	消防庁 作成責任者					
	業開始・ (予定) 年度	平成23年度~平成28年度					担当	課室	消防•救急課			課長稲岡伸哉			
	計区分			— AD	소라			砂窑。	<b>施策</b> 夕		防災情報室				
	拠法令	一般会計						☆ (水) 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
低地広节 (具体的な 条項も記載)		消防組織法第49条第2項 緊急消防援助隊に関する政令第6条					関係する計画、 運知等  「選知等  「選知等  「関する計画  「関する計画  「関サる計画  「関  「関  「関  「関  「関  「関  「関  「関  「関  「								
(目:	<b>業の目的</b> 指す姿を簡 3行程度以 内)	今後想定される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害時に出動し救命・救助を行う緊急消防援助隊の活動を円滑にするため、現在アナログ方式で運用されている消防救急無線設備を平成28年5月末までにデジタル方式に移行させ、災害に強い消防通信基盤構築する。													
(5行		東日本大震災では、消防救急無線がデジタル化されていないため通信の輻輳など被災地の救援にきた緊急消防援助隊の救助活動に大きな支障を生じた。こうした教訓を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害時に出動する緊急消防援助隊の緊密な連携が可能となるよう消防救急無線を移行期限である平成28年5月末までにデジタル方式に移行し、緊急消防援助隊の災害への対応力を飛躍的に強化する必要があるため、消防救急無線のうち緊急消防援助隊が使用する共通波のデジタル化に対して以下のとおり支援する。なお、消防救急無線には、共通波のほか、自治体における消防救急活動で使用する活動波がある。〇補助対象者、地方公共団体〇補助対象、緊急消防援助隊の活動時に使用する消防救急デジタル無線(共通波)のための施設・設備の整備〇補助率総務大臣が定める基準額の1/2(平成23年度については1/3)													
庚	施方法	□直接実施  □委託			請負	■補助	- 1	口負担	<b>3</b>	を付 口貸	□貸付  □その他				
					22年度			23年度		24年度	25年	25年度		26年度要求	
		予算 の状 況	当初予算		_		_		2,000	40	400		853		
- ₹	算額・		)状			-		9,896		6,098	_	_			
i	執行額		繰越し等			_		-9,896		2,102		9,844			
(車	位:百万円)		計		-			0		10,200	10,2	10,244			
		執行額 		-			0		8,809						
		執行率(%)					_		86.4%						
					指標				単位	22年度	23年度	24年	度	目標値 (28年度)	
	目標及び成果実績	消防救急無線のデジタル化						成果実績	消防本部	ß 2	6	118	3	770	
(アウトカム)					防本部数			達成度	%	0.3	0.8	15.3		100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)				活動	指標				単位	22年度	23年度	24年度		25年度活動見込	
		補助金交消防本							消防本部		154	154 104		_	
		3.9(億円/本部) 消防救急無線のデジタル化における標準的な消防本部 (管轄人口が30万人、管轄面積が300km2)による共 通波の整備に要する事業費(=補助事業の基準額)					る共								
	費目		25年度当初予算 26年度要求				主な増減理由								
平 成 2 5	緊急消防援助隊設備整備費補助金		備費補助金	400		853		「新しい日本のための優先課題推進枠」				推進枠」45	54		
2															
6 年															
度															
事															
内訳															
	計			400 853											

	項目						評価に関する説明			
国	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。						大規模災害時に消防庁長官の指示又は求めによって 出動することとなる緊急消防援助隊の活動に資する消防 防災通信基盤の強化は国としての責務であり、災害時に			
性入	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。						おいて同時多発的に発生する事案に対して緊急消防打助隊の円滑な対応を可能とする消防救急無線のデジグル化は国費を投入して推進すべき事業である。こうした			
0	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業と なっているか。						観点から平成24年度以降、従前の仕組みを見直し、消 防組織法第49条第2項の規定に基づく法律補助と位置 づけたところ			
事業の効	競争性が	「確保されている	など支出先の選定は妥当か	'n°	-	-	消防救急無線のデジタル化事業は、事業主体たる地方公共団体が実施することになるが、大規模災害時に			
	受益者と	の負担関係は翌	妥当であるか。		C	)	は整備した通信基盤を緊急消防援助隊が使用して活動することから、国としての責務に応じた補助をしているものであり、補助の対象についても共通波に係る部分に限定している。			
	単位当た	-りコストの水準1	は妥当か。		C	)	また、先行して整備している消防本部の知見の共有や 専門的な知見を有しているアドバイザー派遣等を通じ て、複数の消防本部での共同整備や、局舎・鉄塔等の共			
	資金の流	れの中間段階で	での支出は合理的なものとな	<b>ぶっているか</b> 。	-	-	同利用・効率的配置などによりコスト削減を図っている。 補助の交付額については、これまで補助金交付決定を 行った258消防本部のうち73消防本部の補助対象事 ・業費が基準額を超えているが、この場合は基準額を上			
	費目・使	途が事業目的に	即し真に必要なものに限定	されているか。	C	)	限として補助交付額の算定をしており過大な交付とは なっていない。185消防本部については、補助対象事業 費が基準額の範囲内となっている。基準額は地域事情 (管轄区域内の地形に起因する整備費用の増加等)も考			
	不用率が	、大きい場合、そ	の理由は妥当か。(理由を右	ちに記載)	-	-	慮して設定していることから、妥当な水準と考えている。			
事業の有効	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的 あるいは低コストで実施できているか。						消防救急デジタル無線の整備率は平成24年度末時点で低い状況にあるが、今後、移行期限である平成28年5月に向けて整備団体数や整備事業費が大幅に増加して			
	活動実績	もしましま は見込みに見る	合ったものであるか。		C	)	ゆくことから、国の責務として更なる予算措置を講じることが必要である。 整備された消防救急デジタル無線の施設・設備につい			
性	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。						ては、直ちに運用を開始しており、整備された施設・設備 は有効に活用されている。			
_			他部局・他府省等と適切な行	١,	-					
複	事業番		容を各事業の右に記載)     類似事業名	所管府省•	·部局名					
排除										
	成28年5 一方、5	発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害時に出動する緊急消防援助隊の円滑な活動に資するため、移行期限である平成28年5月までに全国全ての消防本部で消防救急無線のデジタル化を達成する必要がある。  一方、現在消防救急デジタル無線の整備率は平成24年度末時点で低い状況にあるが、移行期限までに消防救急無線のデジタル化が達成されるためには今後大幅な整備団体数や整備事業費の増嵩が見込まれるなか、国としての役割を果たすため、コスト削減に留意しつつ平成26年度も概算要求を行う。								
				外部有識者	の所見					
補助の対象を共通波に係る部分に限定している点に配慮を感じるが、補助率を増加させた背景の説明が必要。また、成果指標を「デジタル化整備済み消防本部数」にしているが、整備したが運用開始していない場合があるのであれば、「運用開始数/整備済み数」等の指標を示し、その要因と対策を次年度以降にフィードパックすることが望ましい。										
状 通 り り										
	18	<u> </u>	所見を	踏まえた改善点/概算	要来における	反則	<b>类状况</b>			
	現 状 現行案どおりの予算規模にて要求を行い、適正かつ効果的な予算執行に努める。なお、所見を踏まえ記載を修正した。 り									
				備考						
			関	連する過去のレビュー	ーシートの事業	番号	<del>-</del>			
$\overline{Z}$	2	P成22年		平成23年	174、復興-15		平成24年 173、179、新25-25			

事業所管部局による点検



費目     使途     金額(百万円)     費目       工事費     消防救急デジタル無線の整備     500	金額 (百万円)				
エナス /7四/3次が/ファルボがV正順					
計 500 計	0				
	F				
費 目 使 途 金 額 (百万円) 費 目 6	金 額 (百万円)				
<b>春</b> 日•体涂					
<b>費目・使途</b> (「資金の流れ」に おいてブロックご					
とに最大の金額					
者について記載					
とに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載する。					
N N N N N N N N N N N N N N N N N N N					
計	0				
	G. 金額				
費 目 使 途 金額(百万円) 費 目 5	金額(百万円)				
- 計	0				
D.	H.				
	走 途 金額 (百万円)				
(цлп)	(日万円)				
計	0				

## 支出先上位10者リスト Δ

A.					
	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	島根県	消防救急デジタル無線の整備	500	_	-
2	北海道根室北部消防事務組合	消防救急デジタル無線の整備	248	_	_
3	鳥取県東部広域行政管理組合	消防救急デジタル無線の整備	220	_	_
4	北海道釧路市	消防救急デジタル無線の整備	208	-	_
5	北海道遠軽地区広域組合	消防救急デジタル無線の整備	206	_	-
6	山口県山口市	消防救急デジタル無線の整備	170	-	_
7	横浜市	消防救急デジタル無線の整備	162	-	_
8	北海道羊蹄山ろく消防組合	消防救急デジタル無線の整備	161	-	_
9	北海道胆振東部消防組合	消防救急デジタル無線の整備	160	-	-
10	群馬県高崎市·安中市消防組合	消防救急デジタル無線の整備	145	_	_